

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 日本共産党

原告の求釈明申立書2に対する回答書

2025年12月1日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告訴訟代理人

弁護士	小林亮	淳代
同	長澤	彰代
同	藤健	次代
同	林芳	匡代
同	山田大	輔代

2025年7月8日付原告求釈明申立書2に対して、次のとおり、回答する。

1 党員の処分要件、処分手続、再審査の手続を含む党規約の解釈に関する「運用マニュアル」を含む党規約の解釈が記載されている一切の文書（電子的記録を含む。以下同じ。）

回答：そのような文書は存在しない。

2 被告が「党首公選制」を禁止した旨の「党の決定」をした党大会決議、及び、綱領、中央委員会総会決定、中央委員会幹部会決定、常任幹部会決定を含む一切の文書（電磁的記録を含む。）のうち、本件処分当時に有効であったもの

回答：回答の必要はない。

3 被告が「安保廃棄・自衛隊解消」を基本政策とする旨の「党の決定」をした党大会決議、及び、綱領、中央委員会総会決定、中央委員会幹部会決定、常任幹部会決定を含む一切の文書（電磁的記録を含む。）のうち、本件処分当時に有効であつたもの

回答：回答の必要はない。

4 被告が、本件処分につき、原告の所属する被告の京都南地区委員会の新日本プロセス支部（以下「本件支部」という。）ではなく、京都南地区委員会が行う「特別な事情」（党規約50条第2文）に該当すると判断した会議の配布資料及び会議録（電磁的記録を含む）

回答：そのような文書は存在しない。

5 被告の京都南地区委員会常任委員会が原告に対して交付した2023（令和5）年2月6日付けの除名処分通知書（甲2）を決定した会議の議事録及び配布資料（電磁的記録を含む。）

回答：原告が挙示する文書のうち議事録は存在しない。配布資料として原告に対する除名通知書（甲2）の案文が配布されたが、改めて開示する必要性はない。

6 本件除名処分に関し、被告の党規律委員会が京都府委員会又は京都南地区委員会より受け取った「処分報告」に関する文書とその添付書類（電磁的記録を含む。）

回答：処分報告に関する文書は、法令上の作成義務がないことは当然ながら、専ら被告の内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書である。また、外部に開示されること

で、被告や京都府委員会、京都南地区委員会の内部での自由な意思形成が阻害される可能性が極めて高い。さらに、開示を認めるべき特段の事情も見当たらない。したがって、本件で被告が開示に応じる必要性はない。

7 原告が本件除名処分に対して202（令和5）年11月1日付けでなされた再審査請求につき、被告が、2024（令和6）年1月16日、日本共産党第29回党大会においてこれを却下するとした決定するにあたって開催された大会幹部団会議、常任幹部会、中央委員会を含む一切の会議の議事録及び配布資料（電磁的記録を含む。）

回答：原告が挙示する文書のうち大会幹部団会議の議事録は存在しない。同会議において原告の審査請求書（甲36の1～6）及びいわゆる山下報告（乙14）の案文が配布資料として配られたが、いずれも改めて開示する必要性はない。

以上